

特定非営利活動法人栃木県障害者スポーツ協会
スポーツ・レクリエーション用具貸出要綱

1 目的

この要綱は、障害者スポーツの普及・啓発を図るため、障害者スポーツに関する活動等を実施する個人及び団体に対し、特定非営利活動法人栃木県障害者スポーツ協会（以下「協会」という。）が所有するスポーツ・レクリエーション用具（以下「用具」という。）を無償で貸与することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

2 貸出用具

別表「貸出物品一覧」のとおり。

3 貸出・返却場所

とちぎ福祉プラザ障害者スポーツセンター。（宇都宮市若草 1-10-6）

4 貸出許可基準

次の条件を満たしていることとする。

- (1) 栃木県内に現住所を有する個人又は団体であること。
- (2) 使用目的が、障害者スポーツの普及・啓発に関する活動等であること。
- (3) 営利を目的とした活動等ではないこと。
- (4) 貸出対象者は次のいずれかに該当する個人及び団体とする。
 - ① 障害者
 - ② 障害者福祉サービス等を行う施設
 - ③ 福祉関係団体
 - ④ 行政・教育関係機関
 - ⑤ その他
- (5) ただし、(1)～(4)に該当しない場合でも、協会が特に必要と認めた場合はその限りではない。

5 用具の貸出及び返却方法

- (1) 原則として、借用日の2週間前までに別紙様式「用具借用申請書」を協会宛提出する。
- (2) 貸出の可否について協会で審査し、その結果を申請者宛連絡する。（申請書受理後1週間以内に連絡する。）
- (3) 貸出及び返却の際は、3に規定する場所において直接受渡しを行う。また、用具の運搬に係る経費は、使用者の負担とする。
- (4) 用具受取の際、申請者は本人確認書類（運転免許証、社員証等）の提示を行う。

6 貸出期間

原則2週間以内とする。ただし、協会が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

7 その他

- (1) 貸出及び返却の際は、協会職員立会いのもと、用具の種類・数量・状態を確認する。
なお、申請者が用具を紛失又は破損させた場合、協会は申請者に対して購入又は修理に係る費用を請求することができるものとする。
- (2) 用具の転貸は禁止とする。
- (3) 申請者は、善良な管理に務めなければならない。
- (4) 申請者は、返却時には用具を清掃、点検する。

附則 この要綱は、平成31（2019）年4月1日から適用する。

附則 この要綱は、令和2（2020）年4月1日から適用する。